

浦和学院専門学校看護学科  
臨地実習における基本的な感染防止対策

本対策は、臨地実習にかかわる看護学生と教員向けの行動指針である。本対策の目的は、学生および患者（利用者）、教員を新型コロナウイルス感染から守り、実習が安全に行われるようにすることである。学生および実習指導教員は医療人としての自覚と責任を持ち、以下の対応策を徹底遵守し、実習を行うこととする。

## I. 実習開始前

学生自身が行う健康管理

- (1) 実習科目を履修するための感染対策上の前提条件
  - ①海外渡航から帰国後1ヶ月以上経ている者
  - ②実習開始前2週間以内に、不特定多数の人が集まる集会・イベントに参加していない者
  - ③実習開始2週間前から健康観察を行っている者
- (2) 実習2週間前から実習中は、健康チェック表の項目に基づき健康観察を実施し記録する。但し、実習施設指定の健康管理票がある場合はそれを使用する。
- (3) 実習2週間前から実習中は、三密に相当する集会やイベント類への参加、不要不急の外出は自粛し、念のため行動の記録をつけることを義務づける。
- (4) 実習前の2週間以内に発熱や体調不良があった場合は、実習担当教員に報告する。
- (5) 実習担当教員は実習施設の学生受け入れ条件を満たしているか健康観察記録等を用いて確認し、条件を満たしていない場合は実習を中止する。
- (6) 特に、公共交通機関を長時間利用しなければならない場合は、感染予防に留意する。
- (7) 自宅から実習施設までのマスクは各自で準備する。
- (8) 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がける。

## II. 実習中

- (1) 実習中も継続して健康チェック表により健康観察を実施し、記録する。
- (2) 手指衛生、アルコール消毒、咳エチケット、マスク着用など、衛生行動を徹底する。
- (3) 教員は、実習オリエンテーションにおける感染症対策の遵守の重要性と徹底について指導する。
- (4) 37.5℃以上の発熱の場合は、実習中止とする。ただし、平熱や他の症状を勘案し37.0℃から37.5℃については総合的に判断する。
- (5) 実習中は通学・通勤時に着用したマスクから、実習用のマスクに必ず付け替える。帰宅時は、実習中のマスクを着けたまま帰らない。
- (6) 同居家族が感染者あるいは感染者との濃厚接触者であることがわかった場合は、速やかに学校へ連絡し、指示があるまで自宅で待機する。
- (7) 病棟等実習施設における感染予防対策については、施設の基準に従う。
- (8) 三密を避けるための対応  
集団感染が確認された場合に共通する、密閉空間、人の密集、近距離で会話や発声という3条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。

①密閉

※部屋は常にドアを開放しておく。エアコンがある場合は、スイッチをオンにしておく。

②密集

※通学・通勤時、休憩時、食事時などは、可能な限り十分な距離（2m以上）をとる。

※実習終了後帰宅時間は、通勤・通学ラッシュ時間を避けるように努力する。

※更衣室が密集する場合は、分散して更衣するように心がける。（実習施設の更衣室のロッカーの使用は、教員の指示に従う。）

③密接

※食事は横並びで行い、食事中は話さないようにする。（休憩時間、食事の席は教員の指示に従う。）

※共有する物品（テーブル、椅子、ドアノブ等）は、食後と帰宅前に最後に使用した人が学校より持参したアルコールクロスで消毒する。

(9) ごみの廃棄

① 使用したマスクは各自持参したビニール袋に封をし、自宅で廃棄する。

② ゴミは、学生・教員ともに持ち帰る。

③その他、施設の指示に従う。

III. **実習後**

(1) 実習後も2週間継続して健康観察を実施し記録する。これは、当該実習中の感染の把握と次の実習の備えのためでもある。

IV. **実習における欠席の対応について**

(1) 新型コロナウイルス感染罹患ならびに疑いによる出席停止および欠席は、公欠扱いとする。

V. **実習施設における実習の継続が困難又は中止となった場合の対応**

(1) 以下の場合には、実習に代えて他の方法で必要な知識及び技術の修得を図る。

①実習施設の受け入れが中止

②実習施設の確保が困難な場合

③実習施設の代替が困難な場合

(2) 実習に代わる授業形態とは、以下の内容とする。

①演習

②学内実習

VI. **その他**

学生に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、感染が疑われる症状が出た場合、感染症の濃厚接触者として特定された場合の対応は、浦和学院専門学校看護学科の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに準ずる。

※今後の感染状況や政府方針等の状況に応じて、適宜、対応策を修正する。

この対策は、令和2年7月31日より施行する。